

1 開催概要

- (1) 日 時 平成 26 年 11 月 12 日(水)午後 3 時 30 分～午後 5 時 20 分
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員 5 名（五十音順）
佐久間 毅委員，宇津 克美委員，本政八重子委員，渡邊 明子委員
○消費生活審議会専門委員 2 名（五十音順）
大本 久美子委員，山本 純委員
○京都市
市民生活部長 吉川 昌弘，消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか

2 傍聴者

3 名

3 開会

- (1) 吉川市民生活部長挨拶
- (2) 消費者教育推進部会会長挨拶

4 審議内容等

議題(1) 京都市消費者教育推進計画（仮称）について（資料 1～4 参照）

質疑等 （○：部会委員，●：事務局）

計画素案で使用している語句について

- ：「消費者市民社会」，「積極的に社会参加する消費者」，「消費者市民」など，語句の使い方について，統一を図るなど整理すべきである。
- ：「消費者市民」という概念を使うことによって従来からの保護の対象である消費者像という側面が弱まるのではないか。「消費者」との使い分けが必要である。
- ：計画素案で使用している語句について，全体的に精査すべきである。

分かりやすい計画への工夫について

- ：内容を箇条書きや図にするなど，一般市民にも分かりやすい工夫が必要である。
- ：タイトルにキャッチコピーをつけて分かりやすくする。
- ：行政の作る計画ではあるが，できるだけ平易で分かりやすいものとしていきたい。
また，図を用いて分かりやすい概要版も作成したい。

計画の内容について

- ：構成について，常にどの順番で書いたら分かりやすいかという観点が必要である。
- ：京都らしさを盛り込んだ計画とする。
- ：高齢者の相談割合の増加については，①高齢者が被害に遭いやすい，②高齢者に対する取組が一定の成果を上げているために相談件数が増えているという 2 つの見方がある。②であるなら，他の層に広げていく手がかりになる。

- ：幼児期は自然体・日常の生活の中での指導が大切。
- ：中学生期・高校生期で初めて「消費者の権利と責任」と記載されているが，幼児期・小学生期のところで，何が権利で何が責任かということを示せないか。
- ：小学生期は，消費者の概念や権利や責任という観念ではなく，それを理解できる素地を作るための材料を提供する時期。中学生期になると，教育でも消費者という社会的側面があり，どのような権利がありどのような義務があるかを分かるようにしていく時期である。
- ：保護者に何をしてほしいという観点からの記述が必要ではないか。小学生期から消費者トラブルが発生していることを明記できないか。
- ：小学生期のトラブルについては，より詳しく記載したい。また，乳幼児期の子どもの事故については，保護者等に対する働きかけを強調したい。
- ：障害者や外国人の視点を取り入れた取組も重要である。
- ：事業者団体としての取組については，このような形で良い。
- ：既に取り組んでいることとこれから取り組むことを，事例を入れて記載する。特にこれから何をしようとしているのかがはっきり分かるようにする。

議題 2 スケジュールについて（資料 5 参照）

資料 5 に基づき，糸瀬係長から説明

以上